

「びわこモーターボート競走場都市ガス供給業務」に関する質問への回答書

番号	質問事項	質問内容	回答								
1	「契約書」第2(権利義務譲渡の禁止)について	弊社は、ガス料金の収納業務を大津市へ委託しています。つきましては、ガス料金の請求・支払は提携事業者とのやり取りとなりますが、ご了承いただけますでしょうか。	業務の再委託は、原則認めておりませんが、業務の一部を再委託する場合について、書面により承諾を受けた場合はこの限りではありません。								
2	「契約書」第1条(契約の目的)について	『受注者は、別添「仕様書」およびこの契約の条項に基づき』とありますが、『受注者は、別添「仕様書」、「基本約款及び個別約款」(以下「供給条件」という。)]およびこの契約の条項に基づき』と変更し、弊社の基本約款と個別約款も添付いただけますでしょうか。	仕様書14により協議させていただきます。								
3	質問番号2に関連して	「契約書」第4条の『受注者が定める「大口ガス供給条件」(以下「大口供給条件」という。)]を『供給条件』に、「契約書」第5、6、9、12条、(別紙)第2条の『大口供給条件』を『供給条件』に変更いただけますでしょうか。	表記の変更は可能です。								
4	「契約書」(別紙1)第1条について	弊社が適用する個別約款では、3年間の契約期間における各年について、「契約年間最高使用量」と「契約年間最低使用量」を定めることとなっています。つきましては、別紙1に3年間の契約期間における各年について、「契約年間最高使用量」と「契約年間最低使用量」を追記いただけますでしょうか。もしくは、上記内容を包含した弊社書式の基本契約書を取り交わすことは可能でしょうか。	仕様書14により協議させていただきます。								
5	「契約書」第6条について	弊社では、(別紙1)第1条にあります「契約最大使用量」、「契約年間使用量」、「契約年間引取量」、「契約月別使用量」と使用条件により算出する第4条の「基準単位数料金」につきましては、原則、前年度の実績を基に毎年度協議により見直しをさせていただきます。つきましては、2,3年目につきましては、原則変更することを了承いただけますでしょうか。	契約書第6条のとおり、変更が必要な場合は承いたします。								
6	「契約書」(別紙1)第4条 契約単価表について	記載の基準単位数料金、基準原料価格は入札時のものと思料されますが、弊社の約款では、別基準の基準原料価格とそれに基づく基準単位数料金を設定しています。つきましては、下表に変更いただけますでしょうか。 <table border="1" data-bbox="375 1187 821 1265"> <tbody> <tr> <td>基準単位数料金※1</td> <td>円/㎡</td> </tr> <tr> <td>基準平均原料価格※1</td> <td>円/t</td> </tr> <tr> <td>入札時の単位数料金※2</td> <td>円/㎡</td> </tr> <tr> <td>入札時の平均原料価格※2</td> <td>円/t</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 個別約款に基づく基準単位数料金と基準平均原料価格          ※2 入札仕様書の原料価格に基づく調整単位数料金と平均原料価格</p>	基準単位数料金※1	円/㎡	基準平均原料価格※1	円/t	入札時の単位数料金※2	円/㎡	入札時の平均原料価格※2	円/t	表記の変更は可能です。
基準単位数料金※1	円/㎡										
基準平均原料価格※1	円/t										
入札時の単位数料金※2	円/㎡										
入札時の平均原料価格※2	円/t										
7	化石燃料賦課金について	化石燃料賦課金について、2028年度から化石燃料賦課金の導入が予定されていますが、その際は価格の変更を承いただけるのでしょうか。	5に同じ。								